

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（概要）

1. 趣旨

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 72 号）により、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）別表第 4 イ公安職俸給表（一）及び第 11 条第 3 項の扶養手当支給額が改定された。

これを受け、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和 31 年政令第 335 号。以下「令」という。）において、

- ・ 非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額（公安職俸給表（一）を参考に算出しているもの）
- ・ 扶養に係る補償基礎額の加算額（扶養手当支給額を参考に算出しているもの）の改定を行う。

2. 改正の概要

（1）補償基礎額の改定

①令第 2 条第 2 項第 1 号、別表関係

（単位：円）

階 級	勤 務 年 数		
	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
団長及び副団長	12,900（12,500）	13,700（13,350）	14,500（14,200）
分団長及び副分団長	11,300（10,800）	12,100（11,650）	12,900（12,500）
部長、班長及び団員	9,700（9,100）	10,500（9,950）	11,300（10,800）

備考：（ ）内書は現行の補償基礎額である。

②令第 2 条第 2 項第 2 号関係

消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を 9,100 円から 9,700 円に、最高額を 14,200 円から 14,500 円に引き上げる。

（2）扶養に係る補償基礎額の加算額の改定（令第 2 条第 3 項関係）

（単位：円）

政令における号		第 1 号	第 2 号	第 3 号	第 4 号	第 5 号	第 6 号
区 分		配偶者 （婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある孫	60 歳以上の父母及び祖父母	22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある弟妹	重度心身障害者
令和 6 年度	加算額 （日額）	217	333	217			
令和 7 年度	加算額 （日額）	100	383	217			

3. 施行期日等

公 布 日：令和7年2月21日

施 行 日：令和7年4月 1日

適 用 期 日：この政令による改正後の第2条第2項及び第3項並びに別表の規定は、令和7年4月1日以後に支給すべき事由の生じた非常勤消防団員等に係る損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金等について適用する。